



2024年4月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ イ ス コ
代 表 者 名 代 表 執 行 役 関 家 一 馬
社 長
(コード番号 6146 東証プライム市場)
問 合 せ 先 I R 室 長 木 場 竜 一 郎
(TEL 03-4590-1111 (代表))

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、役員報酬制度の見直しを行い、当社の執行役（取締役を兼務する者を含む。以下「対象者」という。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

コーポレートガバナンス・コードにおいて、株式報酬に関する考え方が整理され、株式報酬に関する制度整備が進捗したこと等を背景に、経営陣に現物株式をインセンティブ報酬として付与し、現物株式を保有させることによって、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的とします。

2. 本制度の概要

当社は、対象者に対し、当社報酬委員会の決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として金銭債権を支給し、対象者は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において、当該取締役会において決定します。なお、各対象者への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」という。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象者との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

3. その他

当社は、2004年に退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入しました。今回は、この株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、これに代えて本制度を導入するものです。

以 上